



業者
収集

令和7年4月1日 から 『ごみ搬入手数料』を 改定します!

ご理解とご協力を
お願いします。



現 行

100kgまでごとに
1,000円

令和7年4月1日から

10kgまでごとに **150円**
(マンション等から出るプラスチック類に限り、10kgまでごとに75円)

事業者の皆様が、ごみを収集する一般廃棄物収集運搬業者(以下「許可業者」という。)に支払われている「ごみ処理料金」には、許可業者の「収集運搬料金」だけでなく、京都市がごみを処理(焼却～埋立)するための「ごみ搬入手数料」が含まれています。この「ごみ搬入手数料」は、許可業者を通して間接的に京都市に支払われています。

令和7年4月1日から、上記のとおり、同手数料を改定しますので、適正な料金のご負担についてご理解いただきますようお願いします。

ごみ処理料金 = 収集運搬料金 + ごみ搬入手数料



※ 改定後のごみ処理料金については、現在契約されている許可業者にお尋ねください。

Q なぜ改定するのですか?

A 現在、京都市では、市民・事業者・許可業者の皆様のご理解とご協力のもと、ごみの減量にあわせて経費の削減を進め、事業ごみの処理費用は100kgあたり約2,000円まで削減してきたところですが、現在、この処理費用を「ごみ搬入手数料」だけで賄いきれず、差額を公費で負担している状況です。

このような状況を踏まえつつ、排出事業者責任の考え方に基づく「ごみ搬入手数料」の適正化を図り、更なるごみ減量や民間リサイクルを促進するため、搬入手数料を改定するものです。

今後も、引き続き、ごみの減量の推進とごみ処理費用の削減に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

公費負担

ごみ搬入手数料
1,000円
(100kgあたり)

ごみ処理費用
(100kgあたり)
約2,000円

Q なぜ「10kgまでごとに150円」に改定するのですか?

A 京都市廃棄物減量等推進審議会による「ごみ搬入手数料等の今後のあり方」に係る答申を踏まえ、課金単位を100kg単位から10kg単位に見直したうえで、排出事業者の皆様の急激な負担増とならないよう、10kgまでごとに150円に改定することにしました。

許可業者との契約に係るごみ処理料金には、本市のごみ搬入手数料だけでなく、許可業者の収集運搬料金も含まれているため、搬入手数料改定後の具体的なごみ処理料金については、現在ご契約されている許可業者にお尋ねください。



許可業者が収集するマンションから出るごみ(家庭ごみ)についてのお知らせです!

●令和5年4月から市内全域において、プラスチック製品の分別回収をスタートしています。

家庭ごみについて、令和5年4月から、歯ブラシやスプーン・フォーク等のプラスチック製品は「燃やすごみ」ではなく、「プラスチック製の容器と包装」と一緒に「資源物」として回収します。



マンションでもプラスチック製品の分別が必要だよ。

許可業者が収集するマンションの場合

ごみを正しく分別したうえで、透明袋(無色透明又は白色透明に限る)でお出ください。



●プラスチック製品の例



歯ブラシ



スプーン・フォーク



ストロー



保存容器



洗濯ばさみ

詳しくは、こちら

京都市 分別回収スタート



リチウムイオン電池使用製品(加熱式たばこなど)や刃物類は混入しないでください。

マンションから出るプラスチック類のごみ搬入手数料は、分別促進のため、**令和7年4月1日から10kgまでごとに75円**(燃やすごみの半額)に改定となります。

通年募集です!

「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」を募集します!

京都市では、事業ごみの減量及び再資源化に積極的に取り組んでいる市内事業所を「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」に認定します。

また、「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」の中から、独自性がある、先進的であるなど、特に優れた取組を行う事業所を「2R及び分別・リサイクル活動優良賞」として、年度ごとに表彰します。

2R: 必要以上にごみになるものを作らない・買わない「リデュース(発生抑制)」と繰り返し使う「リユース(再利用)」



認定や表彰を受けると、本市ホームページで事業所名等を掲載するほか、認定証・表彰状を贈呈します!

社内での環境意識が高まるとともに、事業所のイメージアップにもつながります。

★認定基準や申請様式はこちら!→
<https://kyoto-kogomi.net/business/yuryoujigyousya/>



☀ 業種別の正しいごみの出し方

リーフレットです!

第一弾は・・・ **理美容業** と **製造小売業等** の皆様向けです!

お店から出るごみ、どのように分別して捨てたらいいのかわかることはありませんか? そんな事業主の方のために、分かりやすく使いやすい**業種別リーフレット**を作りました。

ごみ出しのポイントや問合せ先のほか、業種ごとによく出るごみの種類に応じた分け方の一覧も掲載。お店の壁に貼るなどしてご活用ください! **ごみを正しく分別・リサイクル**しましょう!

★ダウンロードはこちら

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000309365.html>



問合せ・リーフレットのご要望は 廃棄物指導課まで (TEL: 075-222-3957)



理美容店での正しいごみの出し方



製造小売店等での正しいごみの出し方

事業系一般廃棄物のご相談は京都環境事業協同組合

TEL: 075-691-5517

E-mail: info@k-kankyou.ne.jp

〒601-8317 京都市南区吉祥院新田式ノ段町65

無許可の業者(管理会社や清掃業者等)が他人のごみを収集運搬・処分することは違法です。

受付時間

13:00~17:00

(月~金曜)

発行: 京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL: 075-222-3948 FAX: 075-213-0453

令和5年5月 京都市印刷物第054215号